仕様書「石積擁壁修繕（岩倉村松風致保全緑地)」

京都市都市計画局風致保全課
(担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476)

1　業務名
石積擁壁修繕（岩倉村松風致保全緑地）

2　業務の目的
岩倉村松風致保全緑地の当課所管地（市有地）において、石積擁壁が経年劣化により隙間が生じていることから、背面土の流出による空洞化や豪雨・地震時の崩壊リスクを低減させるために石積擁壁の隙間にモルタル注入し修繕する。また、所管地に植わっているフジの木の根が擁壁下の土間コンクリートを破損させていることから根を除去し破損した土間コンクリートを修繕するもの。

3　履行期間
契約締結の日から令和８年１２月２８日まで

4　履行場所
京都市左京区岩倉村松町　地内

5　業務範囲
別紙「位置図、詳細図」、及び「現地写真」参照

6　業務内容
・石積擁壁において隙間ができている箇所を確認し、モルタル（V=0.06m3　一輪車２杯分程度）を注入する。
・本市所管地に植わっているフジの木の根が、石積擁壁下の土間コンクリートを破損させていることから、根を除去し、破損した土間コンクリート（L=1.1m、t=5cm）を修繕する。
・フジの木の根は今後同じように石積擁壁の下の土間コンクリートに潜り込まないよう適切な位置で切断する。なお、切断位置は本市担当職員と相談のうえ、フジの木の生育上、支障のない位置を選定すること。
・作業範囲に車両や重機の進入ができないため、作業は全て一輪車、梯子等を用い、人力で行うこと。
・作業範囲付近には斜面、水路等も含まれるため、作業の安全に留意すること。
・作業範囲の南側は家屋が近接しているため、作業の実施にあたっては、事前に本市担当職員に連絡し、工程調整したうえで作業すること。

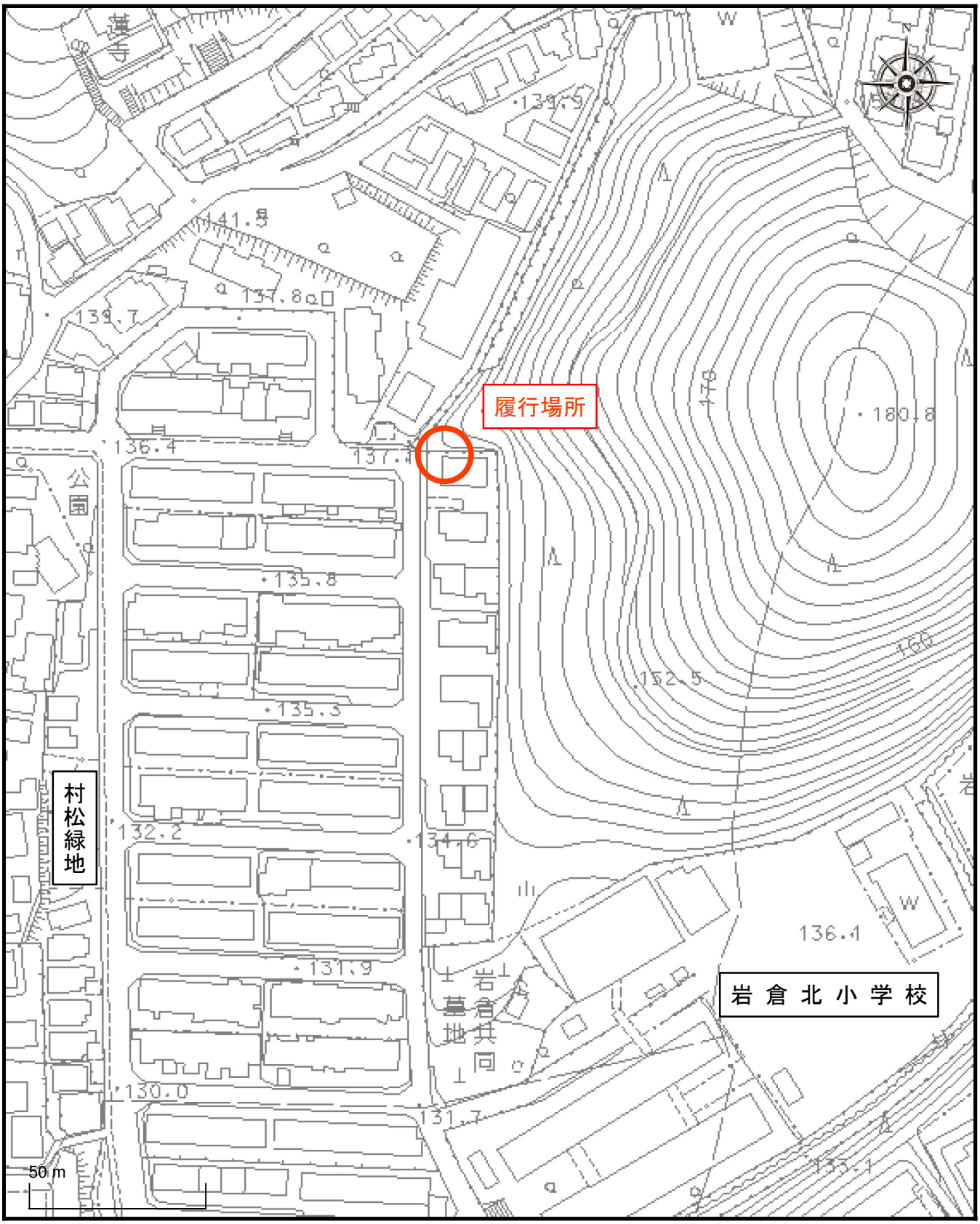
7　支払条件

・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び処分伝票の写しを添付するものとする。
・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

8　特記事項

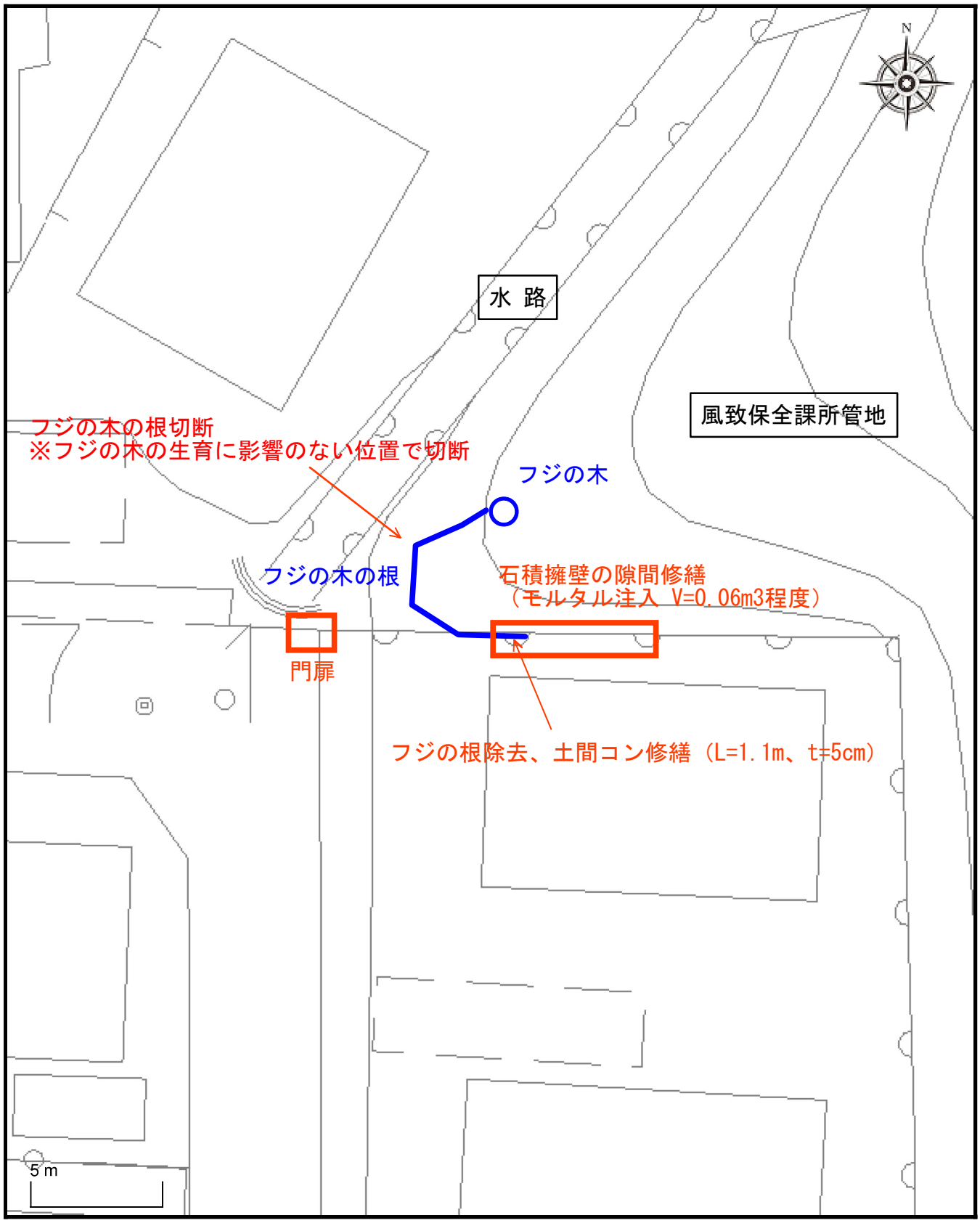
・本業務に必要な材料費、労務費、機械運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
・作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇　所　図



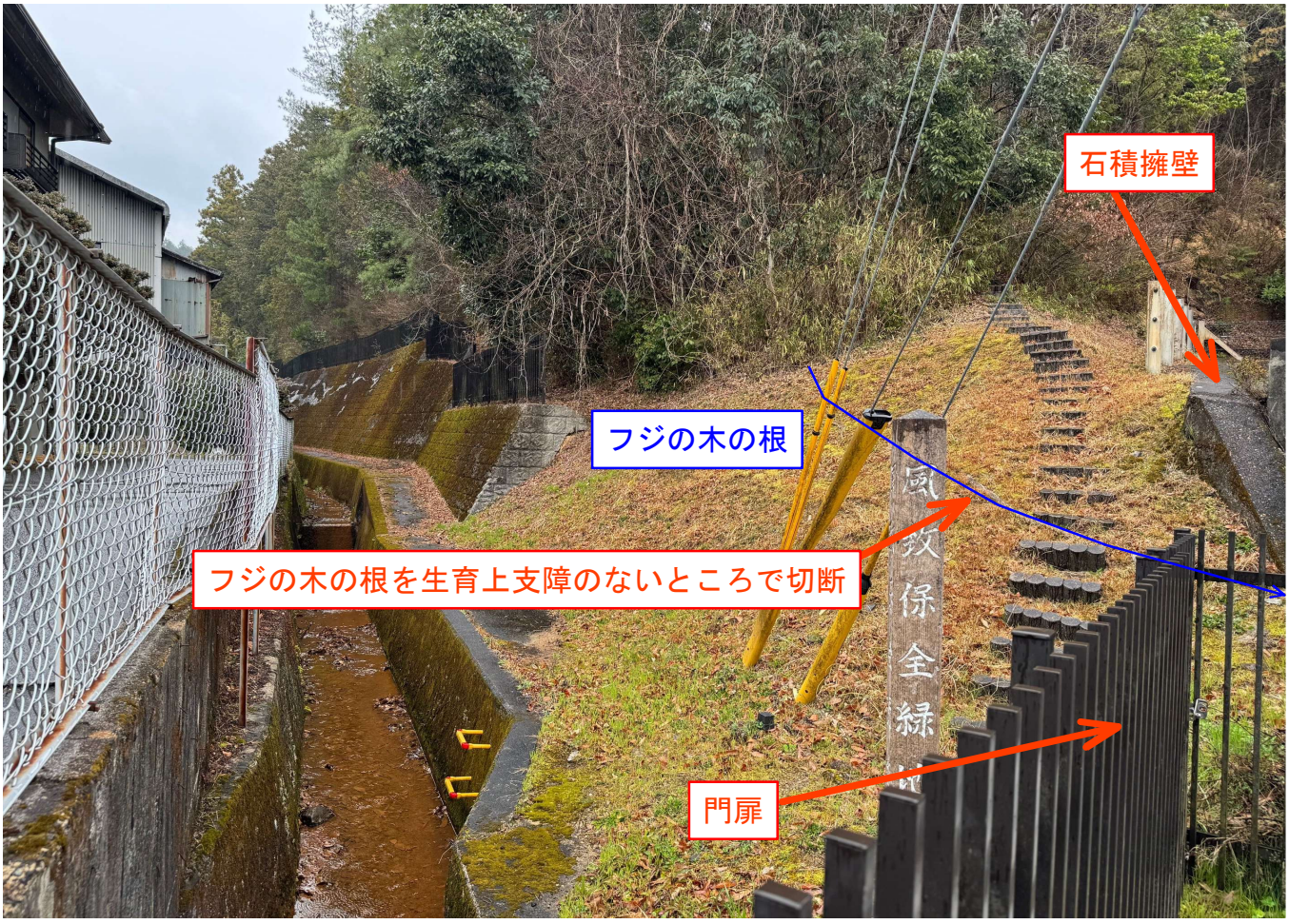
1 / 1500

詳　細　図

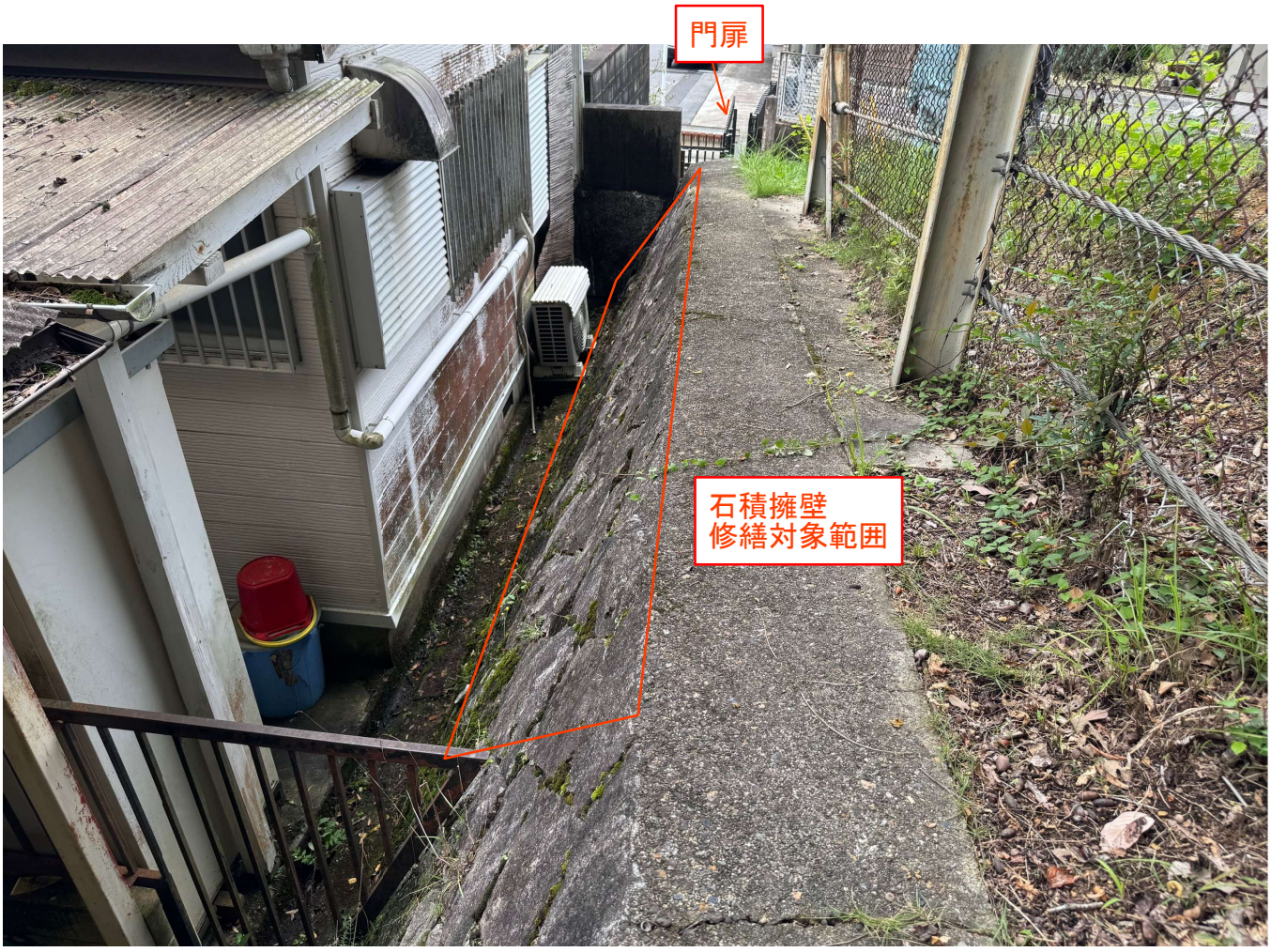

N
水 路
風致保全課所管地
フジの木の根切断
※フジの木の生育に影響のない位置で切断
フジの木
フジの木の根
石積擁壁の隙間修繕
（モルタル注入 V=0.06m3程度）
門扉
フジの根除去、土間コン修繕（L=1.1m、t=5cm）
5 m

1 / 200

現　地　写　真






門扉
石積擁壁
修繕対象範囲


石積擁壁
修繕対象範囲


モルタル注入対象の
隙間の一部


本市所管地のフジの根が進入し、土間コンクリートを破損しているため修繕
L=1.1m、t=5cm
フジの根除去